

# 平成24年度ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制対象品（ガス用品及び液化石油ガス器具等）試買テスト結果の概要

平成25年11月  
経済産業省  
製品安全課

## 1. はじめに

ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号、以下「液石法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任でガス用品及び液化石油ガス器具等に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該ガス用品にあつてはPSTGマーク<sup>1</sup>、当該液化石油ガス器具等にあつてはPSLPGマーク<sup>2</sup>を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通しているガス用品、液化石油ガス器具等を実験的に購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表します。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

## 2. 試買テストの調査項目

### （1）ガス用品

#### ①ガス事業法第39条の10に基づく技術基準への適合確認

試買したガス用品の技術基準適合性を確認する。

#### ②ガス事業法第39条の12に基づく表示の確認

PSTG表示の妥当性を確認する。

---

<sup>1</sup>PSTGマーク：特定ガス用品 、特定ガス用品以外のガス用品 

<sup>2</sup>PSLPGマーク：特定液化石油ガス器具等 、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等 

## (2) 液化石油ガス器具等

### ①液石法第46条に基づく技術基準への適合確認

試買した液化石油ガス器具等の技術基準適合性を確認する。

### ②液石法第48条に基づく表示の確認

PSLPG表示の妥当性を確認する。

## 3. 試買テストの結果

### (1) 試買テストの対象

ガス用品（8品目）及び液化石油ガス器具等（16品目）として指定されている規制品目（合計24品目）を対象として、原則、5年間で試買テストが一巡するように計画的に選定しています。

平成24年度の試買テストは、ガス用品2品目（4機種）、液化石油ガス器具等4品目（17機種）に対して行いました。

### ○平成24年度試買テストの内訳

#### ①ガス用品

No.	品目名	機種数
1	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	3機種
2	ガスふろバーナー	1機種

#### ②液化石油ガス器具等

No.	品目名	機種数
1	半密閉式瞬間湯沸器	2機種
2	ふろバーナー	1機種
3	ふろがま	2機種
4	ガス漏れ警報器	12機種

(参考) 報告書の詳細は以下のリンク先で参照できます。

平成24年度試買テスト報告書（ガス事業法及び液石法）

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/H24FYshibai\\_gas\\_lpg\\_eq.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/H24FYshibai_gas_lpg_eq.pdf)

### (2) 試買テスト結果の概要

試買テストの結果、すべての機種において、ガス事業法及び液石法に規定されている技術基準等に適合しており、不適合な事項はありませんでした。